

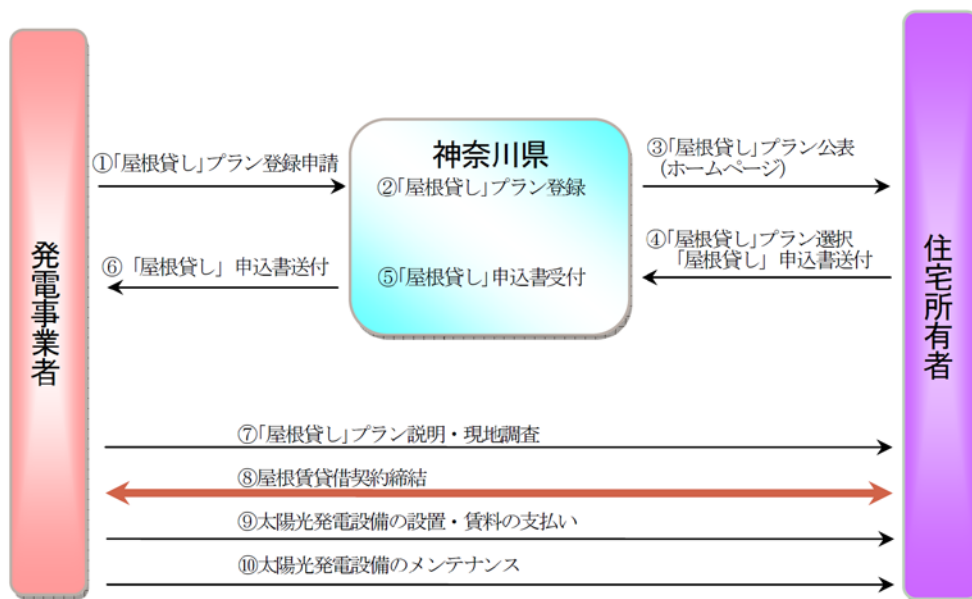
## 平成26年度神奈川県複数住宅「屋根貸し」マッチング事業の実施について

県では、「屋根貸し」による太陽光発電事業の普及を図るため、本年6月から、綾瀬市早川城山地区を対象に、『複数住宅の「屋根貸し」太陽光発電モデル事業』を実施し、「屋根を貸すインセンティブが働く契約条件」や「コスト削減効果」を検証しています。

公募したモデルプランで、「屋根貸し」希望者を募ったところ、想定していた50戸を上回る住宅の所有者からモデル事業に参加する意向が示され、また、補助金なしでも、相応の屋根の賃料を支払った上で、事業の採算性を確保できる見通しがつきました。

そこで、このモデル事業をほかの地域にも展開するため、補助金を前提としない新たな「屋根貸し」プランを公募し、複数住宅「屋根貸し」マッチング事業を実施することにしました。

(本事業のイメージ図)



### 1 本事業で対象とする「屋根貸し」太陽光発電事業

発電事業者が、複数の住宅の屋根を住宅所有者から借り受けて、各住宅に設備容量10kW未満の太陽光発電設備を設置し、合わせて設備容量10kW以上を確保することにより、固定価格買取制度（全量買取、買取期間：20年間）を活用して、発電事業の採算性を確保し、住宅所有者に屋根の賃料を支払う事業です。

### 2 本事業における発電事業者、住宅所有者及び県の主な役割

#### (1) 発電事業者（複数住宅の「屋根借り」を希望する事業者）

ア 本事業の対象となる「屋根貸し」プランとして次の内容を登録申請

##### (ア) 屋根の賃借借契約の内容

- ・屋根の賃借借期間、賃料の算定方法等、屋根の葺替や住宅の建替等の場合の対応方法及び違約金の算定方法、雨漏りが生じた場合の対応、賃借借期間終了後の太陽光発電設備の取扱、太陽光発電設備の主な仕様及び設置後の管理（メンテナンス）方法など

##### (イ) 「屋根貸し」プランを適用できる住宅の条件

- ・住宅の所在地、住宅の築後年数、住宅の構造及び屋根の構造材、設置可能な設備容量の下限など

イ 「屋根貸し」を希望する住宅所有者を対象に、「屋根貸し」プランの説明や現地調査等を実施

- ウ 屋根の賃貸借契約を締結し、太陽光発電設備を設置
- エ 発電した電力を固定価格買取制度を活用して全量売電し、賃料等の支払い
- オ 太陽光発電設備のメンテナンスを実施

(2) 住宅所有者（住宅の「屋根貸し」を希望する個人又は法人）

- ア 希望する「屋根貸し」プランを選択し、県に「屋根貸し」申込書を提出
- イ 発電事業者が実施する現地調査等に協力
- ウ 屋根の賃貸借契約を締結し、賃貸借期間中は賃借料を受け取るとともに、太陽光発電設備のメンテナンスに協力

(3) 本事業における県の役割

- ア 発電事業者が登録申請した「屋根貸し」プランを精査した上で登録
- イ 登録した「屋根貸し」プランの公表・周知
- ウ 「屋根貸し」申込書の受付と発電事業者への送付

3 「屋根貸し」プランの登録申請

(1) 受付期間

平成26年10月29日（水曜日）から平成27年1月30日（金曜日）まで

(2) 登録申請方法

申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付して県に郵送

(3) 登録申請書類

登録申請書等は、平成26年10月28日（火曜日）17:00以降に、産業労働局エネルギー部地域エネルギー課のホームページからダウンロードできます。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f520342/>

4 「屋根貸し」申込書の送付

(1) 申込受付期間

「屋根貸し」プランが登録された日から平成27年2月16日（月曜日）まで

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記載し、県にメールで送信

(3) 申込書

「屋根貸し」プラン申込書等は、平成26年10月28日（火曜日）17:00以降に、産業労働局エネルギー部地域エネルギー課のホームページからダウンロードできます。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f520342/>

(問い合わせ先)

神奈川県産業労働局

エネルギー部地域エネルギー課

課長

山田 電話 045-210-4101

太陽光発電グループ 岸川 電話 045-210-4090